

令和2年7月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和2年7月総会議事録

1 日 時 令和2年7月15日(水) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第3号 農業振興地域整備計画の変更について (1件)
- 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権1件・農地中間管理事業に係る利用権2件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告(非農地証明) (3件)
- 2 農業用施設設置届受理報告 (1件)
- 3 土地造成届出受理報告 (1件)
- 4 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約) (2件)
- 5 その他
 - ・臨時総会 7月20日(月) 午前9時30分から 市役所5階委員会室
 - ・合同説明会 8月13日(木) 午前9時30分から 市役所5階委員会室
 - ・次回総会 8月13日(木) 午前11時から 市役所5階委員会室
 - ・現地調査 8月 5日(水) 予定
 - ・農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の結果報告
(7月20日の臨時総会で承認され、8月総会で委嘱される予定)
 - ・活動記録簿集計表の提出について
 - ・再任委員へ臨時総会の議案配付

4 出席委員(17人:議席順)

- | | | |
|--------------------|---------------|-----------|
| 2番 林 一志 | 3番 大田 寛治 | 5番 大汐 光晴 |
| 6番 松田 晴久 | 7番 大田 裕美 | 8番 木村 正雄 |
| 9番 安村 清美 | 10番 大野 耕作 | 11番 末永 恵子 |
| 12番 藤川 久志 | 13番 中野千恵子 | 14番 藤田 保明 |
| 15番 山近 洋祐 | 16番 福光 達男 | 17番 野中 保志 |
| 18番 松田 昭洋(会長職務代理者) | 19番 脇坂 泰行(会長) | |

5 欠席委員（1人）

1 番 元永 博次

6 農業委員会事務局職員

事務局長 坂野 茂

事務局長補佐 長谷川 浩司

書 記 坂倉 幸三

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和2年7月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案4件、報告事項4件でございます。

慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶といたします。

引き続き、6月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和2年7月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は18名です。本日の出席委員は17名、欠席委員は1名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

2番、林一志委員、3番、大田寛治委員、よろしく願いをいたします。
議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明に入ります。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年7月15日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

番号1です。

土地の所在、大字三隅中字上原、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は318㎡。

譲受人は、三隅中▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

譲渡人は、三隅中▲▲▲▲番地、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。理由としまして、譲受人は、以前から経営規模を拡大したいと考えており、譲渡人から申し出があったので、これに応じることとしたもの。譲渡人は、面積が狭く、作業効率が悪いいため、譲受人に譲り渡すこととしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 2 ページをご覧ください。長門市役所三隅支所から北東へ約 3.1 k m に位置する農地です。

また、3 ページには公図等を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の 9 番、安村委員、補足説明、ご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

9 番

9 番、安村です。

今月 7 日に、脇坂会長さんと事務局とで現地調査を行いました。

現地は、今、市役所から 3 k m と言われましたが、三隅萩道路の入り口の信号を左側に曲がって 3 k m 行った、津雲集落という所の部落の 14、5 軒位しか無い部落です。

●●●●さんは自宅の目の前、今、この土地は目の前ですから、畑を作り、●●●●●●に出したいという気持ちでいらっしゃるようでございます。ほとんど問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

2 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 2 年 7 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

番号 1 です。

土地の所在、大字日置上字向ヒ河原、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 621 m²。ほか 1 筆、合計 1,015 m²。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、大阪府中央区道修町▲丁目▲番▲号、株式会社●●●●●●、代表取締役、●●●●●●さんです。

譲渡人は、日置上▲▲▲▲番地▲、●●●●●●さんです。

転用の目的は、パネル枚数 304 枚、パネル設置面積、水平投影面積 494.09 m²、発電出力 49.5 k w の太陽光発電設備です。理由としまして、譲受人が申請地は日当たりが良いので、遊休農地を太陽光発電施設として有効利用したい。譲渡人は、耕作が困難な状況で、農作業の委託先等も見つからないことから、売買の話があり売った方がいいと判断したものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 4 ページをご覧ください。J R 山陰本線長門古市駅から南西へ約 772m に位置する農地です。

また、5 ページには公図、6 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えま

す。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1年以内に完了することになっており、確実であると考えます。オの「義務付けられている行政庁との協議」については、経済産業省から再生可能エネルギー発電事業計画が認定済です。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、既存の排水路を使用し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の17番、野中委員、補足説明、ご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

17番

17番、野中です。

7月7日に、協坂会長、事務局とで現地調査を行いました。

申請のあった農地は、国道191号線と掛淵川に挟まれた場所にあり、昨年までは水稻を作付しておられましたが、今年から耕作することが困難な状況になり、譲受人の太陽光施設設置という話を受け、譲渡することになりました。

太陽光施設設置を設置したことによる周辺の農地、農業用用水路等への影響はないものと考えております。

審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

引き続いて、議案第 3 号、農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

3 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、長門市農業振興地域整備計画を一部変更することについて意見決定を求める。

令和 2 年 7 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

この議案につきましては、申請地が農業振興地域の農用地区域内にあることから、今回、除外申請を行うにあたり、担当課より長門市農業委員会の意見を求められているものです。

今回の農業振興地域整備計画の変更にあたっては、農用地区域からの除外ということになりますので、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の 5 つの要件をすべて満たす必要があります。

番号 1 です。

土地の所在、大字三隅中字上原、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積、除外面積ともに 538 m²。

申請者は、三隅中▲▲▲番地▲、●●●●●●●▲、▲▲▲、●●●●さん。

除外の理由は、現在アパートで暮らしているが、実家に隣接した土地に住宅を建て、年間 150 日程度農業に従事し、農業後継者として仕事や技術を身につけたいため。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 7 ページをご覧ください。長門市役所三隅支所から北東へ約 3.2 k m に位置する農地です。

また、8 ページには公図を 9 ページには土地利用計画図、家屋平面図を添付しております。

「農地法審査基準」16 ページをご覧ください。農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件について説明します。

1 号については、自己用住宅建設としての土地利用計画があり、農用地等

以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4号については、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5号については、土地改良事業等には該当していない。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。中山間直接支払制度については対象外農地であることが確認されていますが、多面的機能支払制度については対象農地となっているため、申請地を除外することとしており、問題なしと認められます。

また、この計画変更が、農業振興地域整備計画の推進に必要な農地の流動化等農地の利用関係の調整、集団化等構造改善施策の推進を阻害するものではないと考えられるため、一部変更による農用地からの除外はやむを得ないと思われれます。

以上です。

議 長

引き続いて、当地区の担当の9番、安村委員、補足説明、ご意見がありましたら、お願いいたします。

9 番

9番、安村です。

議案第1号と同じく7日に、現地調査を行いました。

これは、農業振興地域基本計画の中でということで、議案第1号で出ました●●●●さんの子供さんと、●●●●さんです。

親の隣に自己用住宅を建てたいということで、農業後継者としても頑張っておられる1人でございます。

私も、親の隣に家を建てられて本当に羨ましいなと思うくらい仲がいい親子ですから、ぜひ実現させてあげたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地を、長門市農業振興地域整備計画に定める農用地の地区から除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件農地を、長門市農業振興地域整備計画に定める農用地の地区から除外することに同意すると、決定をいたします。

引き続いて、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

4 ページをご覧ください。

議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和 2 年 7 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

8 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借はありません。

使用貸借が、日置地区が、1 件 2 筆の 2,805 m²のみ。

合計しますと、先ほどの日置地区が、1 件 2 筆のみで 2,805 m²。

詳細につきましては、5 ページをご覧ください。

次に、6 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、日置地区が、2 件 17 筆の 24,712 m²のみ。

使用貸借はありません。

合計しますと、先ほどの日置地区が、2 件 17 筆のみで 24,712 m²。

詳細につきましては、7 ページから 8 ページをご覧ください。

ここで、8 ページの農用地利用集積計画に係る経営面積一覧表の中で、株式会社●●の小作地が 0 m²となっておりますが、30,847 m²に訂正をお願いします。

基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見などございますか。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続いて、報告事項に入ります。

報告事項の1から、説明をお願いします。

事務局長

それでは、報告事項に入らせていただきます。

9ページをご覧ください。

報告事項1。土地現況証明報告、非農地証明でございます。

番号1です。

現地につきましては7筆すべてが、既に原野となっておりまして、令和2年7月7日に会長、藤田委員、植木推進委員、事務局とで現地を確認いたしまして、原野として非農地証明をいたしております。

番号2に移ります。

現地につきましては、既に駐車場となっておりまして、令和2年7月7日に会長、中野委員、深水推進委員、事務局とで現地を確認し、駐車場として非農地証明をいたしております。

番号3でございます。

現地については、既に宅地となっておりまして、令和2年7月7日に会長、藤田委員、植木推進委員、事務局とで現地を確認し、宅地として非農地証明をいたしております。

次に、報告事項2に進みます。

10 ページをご覧ください。

農業用施設設置届受理報告でございます。

番号 1 です。

新たに苺の栽培施設、育苗場を整備したいというものございまして、工期は令和 2 年 7 月 20 日から令和 2 年 8 月 10 日までの予定となっており、令和 2 年 7 月 7 日に受理をいたしております。

次に、報告事項 3 に進みます。

11 ページをご覧ください。

報告事項 3、土地造成届出受理報告でございます。

番号 1 です。

内容といたしましては、水田としての利用が困難なため、60 c m 程度の盛土をし、畑地として利用し野菜を栽培するとのことです。令和 2 年 7 月 7 日に受理通知をいたしております。

次に、報告事項 4 に進みます。

12 ページをご覧ください。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約でございます。

番号 1 です。

●●●●●さんの死亡による契約内容の変更で、令和 2 年 6 月 1 日に合意解約をいたしております。ほか 1 件の合意解約でございます。

報告事項は、以上になります。

議 長

報告事項 1 から 4、よろしいですか。

10 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

10 番

10 番、三隅の大野です。

報告事項 1 の現況証明報告ですが、番号 2 と 3 ですけれども、駐車場と宅地になっておりますけれども、これは何年に農業委員会で認めて、現在、駐車場になっていると。あるいは宅地になっているというのが、今までもですね、ちょっと説明があったように思うわけですが、これについてはどうでしょうかね。

別に、確認をしたいだけでございますので。

議 長

事務局、分かりますかね。

仙崎については、確か転用許可を出しておった。

長谷川事務局長補佐

そうですね。

議長

平成12年頃に転用は出しております。

それから真木についてはですね、農地の上に農業施設を作る時には許可はいりませんよね。届出で済みます。そのぶんを建てたままですね、所有者が売ったということですね。底地を。

それで、現場に行ってみましたら、倉庫は建ったままで、農地はもうほとんどありません。それで農地の売買で申請が出ましたけれど、現況証明で処理をして、ここに報告をしておると。

だから現況証明を出すから、現況証明で宅地にしてから売ってしまいなさいというそういうふうな指導を現場で確認して、行った者全員でそのように確認しておりますので、その報告です。

よろしいですか。分かりましたか。

10番

分かりました。

議長

他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長

続きまして、その他、事務連絡等がありましたらお願いします。

事務局長

事務局からですが、先月の6月総会終了後に会長、職務代理者、藤田委員、大野委員、木村委員、林委員と農地利用最適化推進委員の候補者選考委員会を開催いたしました。

定数21名に対し、21名の推薦、応募があり、定数どおりとなりましたので、提出された届出書に基づきまして、推薦、応募の理由等を審査し、総合的に適任であるかどうかをご判断をいただいた結果、今回は全員の方が候補者になられたことをご報告しておきます。

今後の予定につきましては、7月20日、月曜日の臨時総会で承認された後、8月総会時に委嘱する予定としております。

次に、今月の議案発送時に、農業委員活動記録簿集計表について、今年4月からの活動記録の提出をお願いしておりますが、退任される委員さんにつきましては、事務局まで関係書類の提出をよろしくお願いいたします。

次に、再任の委員さんには、臨時総会開催通知が既に届いていると思いますが、来週20日、月曜日の9時30分から市役所5階の第2委員会室で、

臨時総会を開催します。

議席の方のくじ引き等もございますので、お早めに来ていただくよう、お願いいたします。

本日、議案書を配布しておりますので、当日、必ずご持参くださいますよう、よろしくお願いいたします。

事務局長

今回の委員の皆様、任期を迎えられるということで、例年でありましたら、この時期にはお別れ会を開催しておりましたが、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴いまして、誠に残念ではございますけれども、中止をさせていただくことといたしました。

今回の改選では、脇坂会長さんをはじめ、7名の委員さんがご退任されるということになります。恐れ入りますが、お名前の方を申し上げさせていただきますので、その場でご起立をいただけたらと思います。

脇坂泰行会長さん、本日ご欠席でございますが、元永博次委員さん、松田晴久委員さん、安村清美委員さん、中野千恵子委員さん、藤田保明委員さん、福光達男委員さんの7名の委員さんでございます。

本来でございますとお1人お1人ご挨拶をいただきたいところですが、代表して脇坂会長さんをお願いの方をしたいと思います。

議 長

委員の皆様から、何か質問、ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見等はないようでございますので、任期の終わりの総会でございますので、一言お礼を申し上げます。

平成29年7月に改正をされました、農業委員会法によって従来の公職選挙法に基づく選挙による農業委員の選出から、市長任命による農業委員の選出と変わり、定数の削減、認定農業者等が過半数を占めなければならない等の変更、さらに新たに農地利用最適化推進委員の創設など、大幅に組織の変更がされ3年が過ぎました。

法改正による農業委員の地区別の割り振り、農地利用最適化推進委員の地区別の割り振り、定数の設定、条例などの改正、さらに農業委員、農地利用最適化推進委員候補者の受付と調整などの業務を、当時の長尾事務局長が的確に処理をしてくれましたが、事務処理に手を取られまして農地利用最適化推進委員の業務内容の検討が出来ておらず、平成30年4月に農業委員、農地利用最適化推進委員、当時の一市一農場推進室、農林課職員等を含めた、農地利用最適化推進地区別会議を立ち上げ、まだ十分ではないと思いますが農地利用最適化推進委員の報告、それから意見等を聞く場を

作ることが出来ました。

この 3 年間、農業委員の皆様と、事務局のご支援、ご協力のおかげで大きな支障もなく業務推進が出来ましたことに厚くお礼申し上げます。

なお、私ごとでございますが、平成 17 年の本市合併の 7 月の臨時総会で会長に選任され、15 年勤めました。少し長かったかなと反省をしています。

当時の委員で今残っておられますのは三隅の大野委員、日置の木村委員だけでございます。

歴代の委員の皆様、事務局の皆様にこの場を借りて厚くお礼を申し上げるとともに、本市農業委員会の御隆盛を祈念申し上げまして、退任のご挨拶と致します。

誠に有難うございました。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
ご苦勞様でございました。

終了時間 午前 10 時 10 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和2年7月15日

長門市農業委員会会長

脇 坂 泰 行



議事録署名委員

林 一 志



議事録署名委員

大 田 寛 治

